

第 63 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年9月25日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県手数料条例の一部を改正する条例
熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第159号の次に次の2号を加える。

(159)の2 火薬類取締法第50条の2第1項の規定により読み替えて適用する同法第17条第1項の規定に基づく猟銃用火薬類等の譲渡しの許可の申請に対する審査
猟銃用火薬類等譲渡許可申請手数料 1, 200円

(159)の3 火薬類取締法第50条の2第1項の規定により読み替えて適用する同法第17条第1項の規定に基づく猟銃用火薬類等の譲受けの許可の申請に対する審査
猟銃用火薬類等譲受許可申請手数料

ア 火工品のみの譲受けの許可の申請に係る審査 2, 400円

イ その他の譲受けの許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 申請に係る火薬類（火工品を除く。）の数量が25キログラム以下の場合
3, 500円

(イ) その他の場合 6, 900円

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の一部を次のように改正する。
別表第1手数料の項第150号の次に次の2号を加える。

150の2 猟銃用火薬類等譲渡許可申請手数料

150の3 猟銃用火薬類等譲受許可申請手数料

（提案理由）

猟銃用火薬類等譲渡許可申請手数料及び猟銃用火薬類等譲受許可申請手数料を徴収するため、手数料の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。